

くらしでんき料金表  
[ 低圧 ]

ソフトバンクでんき (Powered by SB パワー)

令和元年 10 月 1 日実施

SB パワー株式会社

## くらしでんき 料金表[低圧]

### 目 次

1	対象となるお客さま.....	1
2	料金表等の変更.....	1
3	電気料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	北海道電力エリアの場合の電気料金.....	1
	(1) 従量電灯 B.....	1
	(2) 従量電灯 C.....	2
5	東北電力エリアの場合の電気料金.....	2
	(1) 従量電灯 B.....	2
	(2) 従量電灯 C.....	3
6	東京電力エリアの場合の電気料金.....	3
	(1) 従量電灯 B.....	3
	(2) 従量電灯 C.....	4
7	中部電力エリアの場合の電気料金.....	4
	(1) 従量電灯 B.....	4
	(2) 従量電灯 C.....	5
8	関西電力エリアの場合の電気料金.....	5
	従量電灯 A.....	5
9	中国電力エリアの場合の電気料金.....	6
	従量電灯 A.....	6
10	四国電力エリアの場合の電気料金.....	6
	従量電灯 A.....	6
11	九州電力エリアの場合の電気料金.....	6
	(1) 従量電灯 B.....	6
	(2) 従量電灯 C.....	7
12	沖縄電力エリアの場合の電気料金.....	7
	従量電灯.....	7
13	契約解除料.....	7
14	請求書発行手数料.....	8
15	燃料費調整.....	8
16	その他.....	9
附 則	.....	10

## くらしでんき 料金表 [低圧]

### 1 対象となるお客さま

このくらしでんき料金表 [低圧] (以下「このくらし料金表」といいます。) は、電気需給約款 [低圧] (令和元年 10 月 1 日実施。以下「需給約款」といいます。) が適用されるお客さまに適用いたします。

### 2 料金表等の変更

- (1) 当社は、このくらし料金表を変更する場合には、需給約款第 2 条 (需給条件の変更) を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、需給約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、このくらし料金表または需給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のくらし料金表または需給約款によります。

### 3 電気料金単価に係る消費税等相当額

このくらし料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、( ) 内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

### 4 北海道電力エリアの場合の電気料金

#### (1) 従量電灯 B

##### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	310円00銭 (341円00銭)
契約電流 15 アンペア	465円00銭 (511円50銭)
契約電流 20 アンペア	620円00銭 (682円00銭)
契約電流 30 アンペア	930円00銭 (1,023円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,240円00銭 (1,364円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,550円00銭 (1,705円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,860円00銭 (2,046円00銭)

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円59銭 (23円74銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	26円70銭 (29円36銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円36銭 (32円29銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	228円00銭 (250円80銭)
--------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	310円00銭 (341円00銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円59銭 (23円74銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	26円70銭 (29円36銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円36銭 (32円29銭)

5 東北電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	300円00銭 (330円00銭)
契約電流15アンペア	450円00銭 (495円00銭)
契約電流20アンペア	600円00銭 (660円00銭)
契約電流30アンペア	900円00銭 (990円00銭)
契約電流40アンペア	1,200円00銭 (1,320円00銭)
契約電流50アンペア	1,500円00銭 (1,650円00銭)
契約電流60アンペア	1,800円00銭 (1,980円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円72銭 (18円39銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円34銭 (24円57銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円29銭 (27円81銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	238 円 00 銭 (261 円 80 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	300 円 00 銭 (330 円 00 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円72銭 (18円39銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円34銭 (24円57銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円29銭 (27円81銭)

6 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	260円00銭 (286円00銭)
契約電流 15 アンペア	390円00銭 (429円00銭)
契約電流 20 アンペア	520円00銭 (572円00銭)
契約電流 30 アンペア	780円00銭 (858円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,040円00銭 (1,144円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,300円00銭 (1,430円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,560円00銭 (1,716円00銭)

## ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円90銭 (19円68銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円35銭 (25円68銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円40銭 (29円04銭)

## ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	214 円 40 銭 (235 円 84 銭)
---------	-------------------------

## (2) 従量電灯 C

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	260 円 00 銭 (286 円 00 銭)
-------------------	-------------------------

## ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円90銭 (19円68銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円35銭 (25円68銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円40銭 (29円04銭)

## 7 中部電力エリアの場合の電気料金

### (1) 従量電灯 B

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	260円00銭 (286円00銭)
契約電流 15 アンペア	390円00銭 (429円00銭)
契約電流 20 アンペア	520円00銭 (572円00銭)
契約電流 30 アンペア	780円00銭 (858円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,040円00銭 (1,144円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,300円00銭 (1,430円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,560円00銭 (1,716円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円96銭 (20円85銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円52銭 (24円77銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円60銭 (27円06銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	235円00銭 (258円50銭)
--------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	260円00銭 (286円00銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円96銭 (20円85銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円52銭 (24円77銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円60銭 (27円06銭)

8 関西電力エリアの場合の電気料金

従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	310円02銭 (341円02銭)
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円29銭 (20円11銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円75銭 (25円02銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円30銭 (27円82銭)

## 9 中国電力エリアの場合の電気料金

### 従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	306円70銭 (337円37銭)
電力量 料 金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円71銭 (20円58銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円22銭 (26円64銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円56銭 (28円11銭)

## 10 四国電力エリアの場合の電気料金

### 従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374円00銭 (411円40銭)
電力量 料 金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円33銭 (20円16銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円80銭 (26円18銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円34銭 (28円97銭)

## 11 九州電力エリアの場合の電気料金

### (1) 従量電灯 B

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	270円00銭 (297円00銭)
契約電流 15 アンペア	405円00銭 (445円50銭)
契約電流 20 アンペア	540円00銭 (594円00銭)
契約電流 30 アンペア	810円00銭 (891円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,080円00銭 (1,188円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,350円00銭 (1,485円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,620円00銭 (1,782円00銭)

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。



最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	15円71銭 (17円28銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20円33銭 (22円36銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円50銭 (24円75銭)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	286円18銭 (314円79銭)
--------	-------------------

### (2) 従量電灯C

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	270円00銭 (297円00銭)
-------------------	-------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	15円71銭 (17円28銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20円33銭 (22円36銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円50銭 (24円75銭)

## 12 沖縄電力エリアの場合の電気料金

### 従量電灯

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	365円82銭 (402円40銭)
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円66銭 (22円72銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円12銭 (27円63銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円31銭 (28円94銭)

## 13 契約解除料

需給約款第43条(解約事務手数料の申受け)に該当する場合の契約解除料は、次の金額といたします。

1需給契約につき	500円00銭 (550円00銭)
----------	-------------------

#### 14 請求書発行手数料

お客さまが書面による電気料金に係る請求書の発行を希望される場合は、次の金額を申し受けます。また、当該請求書発行手数料は、原則として当該月の電気料金とあわせて請求いたします。

請求書 1 通につき	100 円 00 銭 (110 円 00 銭)
------------	-------------------------

#### 15 燃料費調整

需給約款別表 2 (燃料費調整) における  $\alpha$ 、 $\beta$  および  $\gamma$  の値または基準単価、基準燃料価格および上限価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

〔付 表〕

供給区域	$\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値	基準単価 〔1 キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格	上限価格
北海道電力 エリア	$\alpha = 0.4699$	19 銭 7 厘	37,200 円	55,800 円
	$\beta = 0.7879$			
	$\gamma = 0.0000$			
東北電力エリア	$\alpha = 0.1152$	22 銭 1 厘	31,400 円	47,100 円
	$\beta = 0.2714$			
	$\gamma = 0.7386$			
東京電力エリア	$\alpha = 0.1970$	23 銭 2 厘	44,200 円	66,300 円
	$\beta = 0.4435$			
	$\gamma = 0.2512$			
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45,900 円	68,900 円
	$\beta = 0.4792$			
	$\gamma = 0.4275$			
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘 (2 円 47 銭 5 厘)	27,100 円	40,700 円
	$\beta = 0.3483$			
	$\gamma = 0.7227$			
中国電力エリア	$\alpha = 0.1543$	24 銭 5 厘 (3 円 68 銭 0 厘)	26,000 円	39,000 円
	$\beta = 0.1322$			
	$\gamma = 0.9761$			
四国電力エリア	$\alpha = 0.2104$	19 銭 6 厘 (2 円 15 銭 4 厘)	26,000 円	39,000 円
	$\beta = 0.0541$			
	$\gamma = 1.0588$			

九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27,400 円	41,100 円
	$\beta = 0.1861$			
	$\gamma = 1.0757$			
九州電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 3 厘	52,500 円	78,800 円
	$\beta = 0.0000$			
	$\gamma = 0.0000$			
沖縄電力エリア	$\alpha = 0.2410$	31 銭 6 厘 (3 円 15 銭 7 厘)	25,100 円	37,700 円
	$\beta = 1.1282$			
	$\gamma = 0.0000$			

\*九州電力エリアの燃料費調整は、九州本土と離島の「燃料費調整額」として合算して請求いたします。

## 16 そ の 他

このくらし料金表において定義のない言葉の意味およびこのくらし料金表に定めのないその他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1 実施期日

このくらし料金表は、令和元年10月1日から実施いたします。

### 2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、このくらし料金表にかかわらず、平成31年4月1日施行のくらしでんき料金表〔低圧〕に定める金額といたします。



令和元年 10 月 1 日



東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
S B パ ワ ー 株 式 会 社  
代表取締役社長 中野 明彦  
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕